

○厚生労働省告示第三百三十五号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第八十五号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年九月二十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後	改正前
<p>一〇十五 (略)</p> <p>十六 (一〇R) 一七―アミノ―二―フルオロ―二・一〇・一六 一トリメチル―一五―オキソ―一〇・一五・一六・一七―テトラ ヒドロ―二H―四・八―メテノピラゾロ〔四・三―h〕〔二・五 ・一―〕ベンゾオキサジアザシクロテトラデシン―三―カルボニ トリル (別名ロルラチニブ) 及びその製剤</p> <p>十七―三十八 (略)</p> <p>三十九 N―一五―〔四―エチルピペラジン―一―イル〕メチル ―ピリジン―二―イル―五―フルオロ―四―〔四―フルオロ― 二―メチル―一―(一―メチルエチル)―一H―ベンズイミダゾ ール―六―イル〕ピリミジン―二―アミン (別名アベマシクリブ) 及びその製剤</p> <p>四十 六―エチル―三―(三―メトキシ―四―〔四―(四―メチル ピペラジン―一―イル)ピペリジン―一―イル〕アニリノ―一五 ―〔オキサノ―四―イル)アミノ〕ピラジン―二―カルボキサ ミド (別名ギルテリチニブ) 、その塩類及びそれらの製剤</p> <p>四十一―百二十二 (略)</p> <p>百二十三 トラスツズマブ (遺伝子組換え) 〔トラスツズマブ後続 二〕及びその製剤</p> <p>百二十四 トラスツズマブ (遺伝子組換え) 〔トラスツズマブ後続 三〕及びその製剤</p> <p>百二十五―百四十四 (略)</p> <p>百四十五 ブリナツモマブ及びその製剤</p> <p>百四十六―百九十四 (略)</p>	<p>一〇十五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十六―三十七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>三十八―百十九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>百二十―百三十九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百四十―百八十八 (略)</p>

(傍線部分は改正部分)